

旱 魃 の 構 造

和 田 士・東海林 ある子

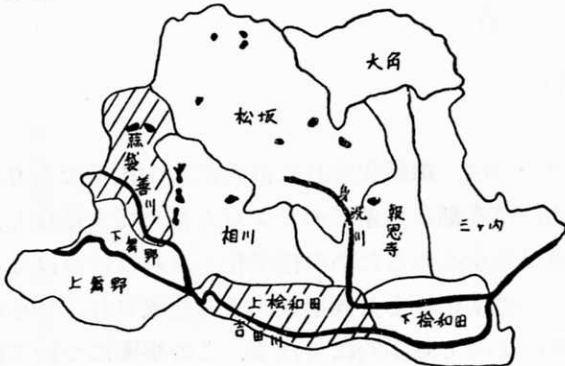
(宮 城 県 農 試)

1. 問 題

昭和33年度の田植時期過少降水量は、農家に多くの被害をもたらしたが、その被害の程度は、同じ気象条件でも同一とは限らなかった。このような差異はどのような条件によるかを黒川郡落合村で調査した。

2. 調査地の概況

第1図の落合村の略図でわかるように、村の主水源は善川と吉田川のほか多くの部落に点在する溜池からなっている。調査部落としては河川灌漑で整理地であるA部落(上檜和田)と、溜池・河川の両水源をもつ未整理地のB部落(蒜袋)とをえらんだ。



第1図. 落合村略図

3. 旱魃の被害状況

田植時期の短期間に急激におそったので、その被害は田植の遅延という形であらわれた。第1表は6月7日現在の田植状況である。この表でみると、B部落の河川灌漑部分である大堰は未挿秧割合が32%、溜池が主となっている岩下の未挿秧割合は6%である。一方A部落の場合は未挿秧割合が18%である。このように同部落内でも

第1表. 調査部落の田植状況(6月7日現在)

部落名	耕 作 面 積	挿 秧 面 積	未挿秧 面 積	挿 秧 割 合	未挿秧 割 合
A	571	471	100	82%	18%
B 大堰	161	111	50	68	32
岩下	183	173	10	94	6
村合計	6,093	4,837	1,256	79	21

水源によって、同じ河川灌漑でも部落により、被害の程度がことなっている。調査農家では、経営規模の大きい農家・地理的条件にめぐまれている田を持つ農家の被害が少ない。

4. 両部落の水利構造

1. A部落

善川の相川堰からの一本の幹線水路が唯一の水源で、用水時期に番水制を実施している。用水不足で水の使用は厳重であり支線水路の取入口にはコンクリート水門がついている。整地であって個人の水調達については地理的制約を受けることが少なく、揚水機その他の個人導入が容易な条件にあった。水の管理は区長と2人の相談役が行っており、水利組合は組織していない。

2. B部落

水源別面積は溜池13ha・大堰16ha・岩下堰5.6haとなっている。善川の氾濫による水害常習地帯で、台地が土地条件に恵まれ、多くは規模の大きい農家で占められている。耕地の分散度が高く、他人の田を通しての灌水が多いため、個人の水調節は困難であり、灌排水路は不完全である。溜池の水は上手から、大堰の水は善川を樋越しで灌水する部分を最後に灌水する慣行であった。この慣行が被害を大きくした一つの原因であった。水の管理は大堰・溜池ともに関係地域に最も田を多く持っている農家が当たっている。かような実態なので、規模の小さい農家は土地条件にめぐまれぬことと相俟って、どうしても不利はまぬがれない。

5. 対 策

両部落とも水利調節よりも取水対策に腐心した。A部落は揚水機・ボーリングを個別に導入し、B部落は共同導入であった。A部落ではこれが大いに効果をあげたが、B部落では用水権のない善川の水を取入れた方が効果があつた。これはA部落では開田予定で前年度からこれら機械を使用していた経験と、整理地で地理的制約でなく、従って部落組織の規制を受けずにより場所に入れ得たことがあげられる。但しこの場合資力の優劣が明瞭にあらわれた。B部落の場合は排水として利用していた

善川の近くが有利であった。

6. 要 旨

さきにみてきたように、両部落の被害の差の第一は整地であるなしの、土地改良の段階による差であり、第二は一方は用水不足地帯でそれに対する経験と準備があり、他方は水害の常習地帯で旱魃の対策はおろか灌排水設備そのものに欠陥があったことである。そのためA部落は常々B部よりも用水が不足していたにかかわらず、旱魃にあってはむしろ被害の程度が少かった。B部落の灌排水設備の欠陥は、溜池の漏水が、2カ所あったこと、灌排水路が不完全で漏水のはなはだしい箇所があったことである。特に善川を樋越で灌水する部分がひどかつ

た。これは水害の常習地帯であるため生産力が低く、A部落の技術段階に達していないことを意味する。そしてA部落の場合はB部落よりも土地改良が進んでおり、従って部落組織の制約を受けることが少なく、資力の差としてあらわれたが、B部落の場合は未整地であって溜池灌漑による部分もあるので、水の対策は部落組織の制約を受けるほかに、地理的条件とも相俟って、部落組織をにぎっている規模の大きい農家が有利となった。ただ例外は大堰の場合で、ここは平年ならばめぐまれた条件である台地が水があがらず、ここでは規模の大きい農家も被害が大きかった。このように同じ気象条件でも社会的・経済的条件によって、被害の程度に差があらわれてくることが認められるのである。

農協におけるリンゴの販売方法に関する調査研究

第1報. 共選共計の必要性について

佐 藤 多 吉

(青 森 県 農 試)

1. ま え が き

季節的に生産される農産物は、その供給の調節が適切に行われないと販売価格が不安定になり、生産者の所得を増大させることはできない。供給の調節は全国的規模で行われるのが理想的であるが、リンゴの場合それは難しい段階にある。現状は県単位でも容易でなく、集出荷も無統制に近く、しかも小規模にしか行われない。とくに青森リンゴの半数は移出商人の出荷に依存しているため、県全体の計画とは合致し難い。

しかし、生産者の利益を守り、市場取引の実態に即応するためには、とくに農協の販売は移出商人のそれと違うところがなくてはならない。しかもそれは共同販売の成果に求められるべきである。共同販売の主眼とすると

ころの一つは、組織化された計画的集中出荷であり、そのためには零細な生産者のリンゴを集めて大量化し、さらに商品性を高めるための標準化がされなければならない。この標準化こそ共同選果により達成され、さらに共同計算によって効率的にされる。この事実について調査農協の実績を中心に若干の考察を試みよう。

2. 農協におけるリンゴ販売の現状

青森リンゴの販売は生産者の自主出荷と移出商人とに大別されるが、その各団体別取扱いは第1表のとおりである。

農協の出荷は増加傾向にあるとはいえ、全体からみると1割を若干上廻るだけである。また各出荷者別平均取扱いは不作年約5,000箱(30年)、豊作年32,000箱(31

第1表. 出荷団体別取扱数

	商協連	経済連	生出連	南 りんご連	県振連	その他	計	
	%	%	%	%	%	%	%	箱
昭和 29 年	52.9	10.0	4.5	—	1.4	31.2	100	11,762,197
" 30 年	56.7	9.7	5.6	—	0.9	27.1	100	6,098,581
" 31 年	48.2	14.8	5.3	2.1	0.2	29.4	100	23,043,135
" 32 年	44.4	14.5	8.0	2.8	—	30.0	100	21,782,833

注：県りんご課資料による。